

- 議案第 23 号 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号及び議案第 26 号について、ご説明いたします。当議案は、市長、副市長の給与及び市議会議員の報酬の改定にかかるものでございます。

2 ページをお願いします。

1 の改正を必要とする条例は、記載のとおりです。

2 の改正の趣旨は、令和 7 年に大津市特別職報酬等審議会に諮問した市長、副市長の給与及び議員報酬について審議会からの答申に基づいて、改定を行うものです。

3 ページをお願いします。

3 の答申の内容についてですが、審議会での審議のポイントは、2 点ございました。1 点目は、前回市長の給料と議員の報酬を改定した平成 24 年度以降の大津市の一般職の給料累積改定率プラス 4.85% を基本とすること、2 点目は、本市の人口規模が近い、近隣の中核市の給料・報酬額を比較し、その中でも中位程度とすることです。具体的な答申内

容は記載のとおりです。

4 ページをお願いします。

4 の改定内容について、給料及び報酬の改定額は、表のとおりです。

今回の改正による全体の影響額としては、約 2, 5 0 0 万円と見込んでおります。

なお、代表監査委員については、他都市と比較したところ、給料額が上位であったことから、今回の改正は見送っております。

こちらの改正は、令和 8 年 4 月 1 日施行としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。